

平成 26 年(2014 年)年 9 月 26 日

明石市長 泉 房 穂 様

「非常勤の行政委員会委員の報酬等のあり方
に関する意見申出書」

明石市特別職報酬等審議会
会 長 佐々木 弘



みだしのことにつきまして、次のとおり、意見の申し出を行います。

1 はじめに

本審議会は、市長をはじめとする常勤の特別職及び議員の報酬等のあり方について、市民目線に立った、公正で公平な立場から、慎重な審議を行い、意見の申し出を行ってきました。

その中で、審議会委員からは、非常勤の行政委員会委員の報酬についても、長期にわたり報酬額の見直しが行われていないことなどを踏まえ、その取り扱いを検討すべきとの意見が出されていたところです。

しかしながら、本審議会は、常勤の特別職の報酬等を審議することが本来の役割であり、非常勤の行政委員会委員の報酬等を取り扱うことは、守備範囲ではないと考えられました。

そのような中、非常勤の行政委員会委員の報酬等について、①市において、本件に関する調査・審議等を行う機関がないこと、②市長等の常勤の特別職の報酬が適時、適正化が図られる一方で、平成6年度以降改定が行われていないこと、③現在の報酬の水準が、他の自治体との比較において、高位にある状況

となっていること、④近年、他の自治体において、報酬の月額制について、住民訴訟等が提起されていること、⑤住民訴訟等を契機として、日額制への見直しを図る動きが他の自治体において見られることなどを踏まえ、平成26年1月16日に市長から、そのあり方に関する意見の取りまとめを求められました。(資料1参照)

本審議会においては、非常勤の行政委員会委員の報酬は、市政運営に関する重要な課題であることから、本審議会委員の任期の若干の延長を認められ、慎重な調査・審議等を行い、このたび、各事項に係る意見を取りまとめましたので、次のとおり、申し出を行うこととします。

2 非常勤の行政委員会委員の報酬制度の概要について

非常勤の行政委員会委員の報酬の水準と支給形態について、地方自治法では、「報酬は、その勤務日数に応じて支給する（日額制）。ただし、条例で特別の定めをした場合には、この限りではない（月額制）。」と規定されています。

また、「報酬の額並びにその支給方法は、条例で定めなければならない」とも規定されていることから、本市では、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」により、各行政委員会委員の報酬の水準及び支給形態を定めています。

現在の本市における非常勤の行政委員会委員の報酬の水準及び支給形態、並びに、県下29市及び全国特例市40市との比較の状況は次のとおりです。

(1) 各行政委員会委員の報酬の状況

本市の各行政委員会委員の報酬の水準については、県下各市との比較においては、いずれも、29市中、上位2位から6位と高位にあり、特に、人口・財政規模等が類似する全国特例市との比較では、4つの行政委員会において、40市中、1位となっているなど、非常に高位にあります。

報酬の支給形態については、監査委員、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、公平委員会の5つの委員会が月額制であり、固定資産評価審査委員会のみが日額制となっています。

行政委員会委員名	支給形態	報酬水準	順位	
			県下29市	特例40市
監査委員（識見者選出）	月額	257,000円	2	1
監査委員（議員選出）	月額	65,000円	3	3

教育委員会（委員長）	月額	257,000円	2	1
教育委員会（委員）	月額	195,000円	2	1
選挙管理委員会（委員長）	月額	128,100円	6	1
選挙管理委員会（委員）	月額	104,400円	2	1
農業委員会（会長）	月額	65,200円	4	15
農業委員会（委員）	月額	47,600円	4	9
公平委員会（委員長）	月額	53,000円	5	3
公平委員会（委員）	月額	44,200円	5	1
固定資産評価審査委員会（委員長）	日額	17,100円	6	5
固定資産評価審査委員会（委員）	日額	15,700円	3	5

(2) 他の自治体における報酬の支給形態の状況

県下各市及び全国特例市の報酬の支給形態の状況は、監査委員、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会については、ほとんどの市が月額制である中、少数ではありますが、日額制も見受けられます。

しかしながら、公平委員会については、県下29市では、日額制は5市にとどまりますが、特例市40市では、半数を超える22市が日額制となっています。

また、固定資産評価審査委員会では、県下全29市が日額制であり、特例市のうち9割近い34市が日額制となっています。

【県下各市及び全国特例市の日額制の状況】

	監査委員	教育委員会	選挙管理委員会	農業委員会	公平委員会	固定資産評価審査委員会
県下29市	0市	0市	2市	0市	5市	29市
特例市40市	1市	2市	4市	1市	22市	34市

3 審議内容及び審議結果について

本審議会は、非常勤の行政委員会委員の報酬の水準と支給形態について、月額制に関する滋賀県の住民訴訟事件の最高裁判決をはじめ、支給形態を月額制から日額制に見直しを行った自治体の事例や、本市の各行政委員会の機能、権限、職責及び職務内容並びに勤務実態等、さらには、本市と人口・財政規模等が類似する全国特例市との財政状況や報酬の水準の比較など、各詳細な資料・データに基づき、できるだけ幅広く様々な角度から、検討を行いました。

(1) 報酬の水準について

現在、本市の行政委員会委員の報酬の水準が、全国特例市等と比べて非常に高位となっている大きな要因は、平成6年度までは、常勤の特別職の報酬が増額改定されてきており、非常勤の行政委員会委員の報酬も、これに合わせて改定されてきましたが、その後、現在に至るまでの約20年間、常勤の特別職の報酬が、減額改定されてきたにもかかわらず、非常勤の行政委員会委員の報酬は、現行額のまま据え置かれていたこと、一方で、他の多くの自治体においては、常勤の特別職の報酬の改定に準じた引き下げが実施されていたことによるものと考えられます。

行政委員会委員の報酬については、非常勤ではありますが、執行機関という行政上の位置づけは、常勤の特別職と同じであることなどから、常勤の特別職の報酬の引き下げ改定があった場合は、これに合わせた引き下げを行うことが妥当な取り扱いであると考えます。

また、現在の厳しい財政状況を踏まえた財政健全化への取り組みも考慮すれば、報酬の一定の引き下げが必要であると考えます。

さらに、地方自治法の逐条解説によれば、非常勤の行政委員会委員の報酬は、常勤の特別職とは異なり、生活給としての意味を有さず、純粹に勤務に対する反対給付であるとされています。

この点を踏まえながら、各行政委員会委員の機能、権限、職責及び職務内容等の勤務に関する基本的事項については、地方自治法等に規定され、全国自治体に共通するものであることを考慮すると、報酬の水準については、他の自治体の報酬水準との均衡を図る必要があると考えます。

具体的には、行政委員会委員の職責及び職務内容等は、帰属する自治体の人口・財政規模及び行政権限・機能によるところが大きいことから、本市とそれらの点で類似している自治体との均衡を図る必要があると考えます。

これらのことにより、本審議会においては、報酬の水準について、一定の引き下げが必要であり、引き下げ額の目途としては、このたびの地方自治法の改正により、今後特例市という区分はなくなりますが、現時点では、本市と同様の全国特例市（40市）の平均水準の額（改正案第5）とすることが妥当であるとの結論に達しました。

具体的な引き下げの額及び引き下げ方法等は、今後、市当局の判断に委ねることとしますが、これらに関し、委員から、次のとおり、意見が出されていますので、参考にさせていただきたいと考えます。

- ① 多くの委員からの意見は、これまで20年間にわたり改定が行われていなかったことや、現在の財政健全化の取り組みなどを考慮すると、速やか

に全国特例市の平均水準の額まで引き下げるべきとのことでもあります。

- ② 一方、数名の委員からは、全国特例市の平均水準の額まで引き下げるという結論は了としますが、各行政委員会は、円滑な行政運営を図るための執行機関として位置づけられており、それらの委員の理解と納得といった点も一定考慮すべきものがあることなどから、全国特例市の平均水準の額が、ほぼ現行の2分の1の額となることを踏まえ、まずは、平成6年から現在までの常勤の特別職の報酬額の改定率（△11.9%）を反映した額（改正案第1）まで引き下げ、次いで、そこから、全国特例市の平均水準の額の方向に向けて、漸進的に引き下げの歩みを進めるといった、段階的な引き下げが適切であるとの意見もありました。

（資料2：改正案「非常勤の行政委員会委員報酬の水準についての検討資料」参照）

以上の結論を導くにあたり、各委員から表明された、その他の意見を次に付すこととします。

- ① 他の自治体と比べて報酬が高過ぎるのではないかといった市民感情等を踏まえ、速やかに全国特例市の平均水準の額まで引き下げるべきであると考えます。
- ② 最低限の措置として、まずは、できるだけ速やかに平成6年から現在までの常勤の特別職の報酬額の改定率（△11.9%）を反映した額に引き下げ、その後、市長の報酬額の県下の市における順位（7位）の水準の額（改正案第2）、全国特例市の平均水準の額へと、段階的に引き下げを行うことが現実的であると考えます。
- ③ 報酬の引き下げにあたっては、行政委員会委員の業務の質と量、負担等を精査のうえ、効率化等に向けた見直しを図るなど、業務内容等とのバランスや連動を図る必要があると考えます。

また、訴訟等の当事者となるなど、その責任に対する負担は相当なものがある中、行政委員会委員本人の理解と納得性を高めていくといった点も考慮する必要があると考えます。

については、これらの点を踏まえ、段階的な報酬の引き下げを行い、スムーズにソフトランディングすることが適切であると考えます。

- ④ 本市において、他の自治体にはない新たな独自の取り組みを行っている、または、行う予定である場合や、市政運営上、特に重要な課題を担っている、担う予定である場合などにおいては、報酬の引き下げにあたり、一定の配慮を行うことも必要であると考えます。

- ⑤ 委員長の加算額については、その職責等をどのように評価して、報酬額に反映するのかといった具体的な指標等がないことから、一定のルール化の検討が必要であると考えます。
- ⑥ 報酬の水準の引き下げに向けた取り組みについては、他方で、後述する報酬の支給形態を月額制から日額制に改める場合において、新たに報酬日額の水準の設定が必要となるため、あくまでも報酬の支給形態の見直しの実現が図られるまでの当面の間に限るものになると考えます。

(2) 報酬の支給形態について

これまで、報酬の支給形態については、本市を含め、多くの自治体において、行政委員会委員の独立した執行機関としての職務、職責及び勤務実態、人材確保の面などを総合的に考慮のうえ、月額制を採用してきたとのことです。

しかしながら、報酬の支給形態については、地方自治法において、原則日額制とし、条例で特別の定めをした場合は、日額制以外も認められると規定されています。

本市の各行政委員会委員につきましては、その機能、権限、職責及び職務内容並びに勤務実態等の詳細な調査・検討を行いました。法が定める特例的な取り扱いである月額制とする特段の事情等が明確にあるとまでは認められないと考えられます。

従いまして、本審議会は、報酬の支給形態については、地方自治法が原則として規定する日額制とすることが適切であるとの結論に達しました。

なお、この見直しに関しても、報酬の水準の見直しの場合と同様に、具体的な見直しの内容や方法等については、市当局の判断に委ねることとしますが、報酬の水準の引き下げに加え、本市の5委員会の報酬の支給形態を日額制へと改めることは、非常に大きな制度改正であり、一定の時間を要すると考えられますので、まずは、実現性の高い行政委員会から徐々に日額制へと改めるという方法が考えられるべきであります。

例えば、公平委員会委員にあつては、個別事案への対応が中心であり、職責、職務内容及び勤務実態等については、現行、日額制を採っている固定資産評価審査委員会委員と同様という考え方も可能であり、また、特例市40市中22市が、日額制を採用していることを踏まえると、報酬の支給形態の見直しの実現性は、高いと考えられます。

以上の結論を導くにあたり、各委員から表明された意見を次に付すこととします。

- ① 日額制とする場合、日常の活動を含め、行政委員会委員の職務内容等は多種多様であることから、報酬日額や支給対象日の設定の十分な検討が必要であると考えます。

また、年間支給総額の上限を設定することの検討も必要であると考えます。

- ② 現行の月額制を今後も採用するのであれば、市民に対し、月額制の理由等について、十分な説明責任を果たす必要があると考えます。

4 付帯意見

このたびの審議を行う過程において、報酬等に関連して、委員から、次のとおり、今後、検討すべき課題や参考とすべきとする意見が出されましたので、「付帯意見」としてとりまとめます。

- (1) 今後、本審議会において、常勤の特別職の報酬等の見直しが検討対象とされる場合には、非常勤の行政委員会委員の報酬の水準と支給形態が併せて審議されるべきか否か、一定のルール化が検討されるべきものと考えます。

- (2) 各行政委員会を担任する部局は、委員の職務内容について、時代の要請やニーズの変化に応じ、いかに効率化し、スリム化すべきか、改善に向けた取り組みへの意識が不足していたのではないかと考えます。

については、他の自治体との比較検討や、行政委員会委員とのヒアリング等を通して、本来なすべき業務の範囲や業務そのもののあり方を精査する仕組みが必要であると考えます。

- (3) 行政委員会委員の勤務実態や活動内容等については、市民からみれば不明な点が多いので、一層の情報公開と透明度を高めていく努力が望まれます。

- (4) 委員の選任については、議会の同意を得て適正に任命されていますが、市民から見れば、例えば、元市職員の場合、「天下り」の一つと、とられかねないことも考えられるので、公正かつ適材の選任はもとより、市民への説明責任を十分に果たすなど、一層の透明性を確保し、市民に納得のいくようにすべきであると考えます。

また、委員の再任・任期の限度など、ポストが固定化していないかどうか、検証等を行う必要があると考えます。

- (5) 法に基づく執行機関・補助機関・附属機関の現行の類型化に問題はないかといった点についても議論を行い、自治体の独自性等を踏まえたあり方につ

いて、国に対して提言したり、検討や研究を求めたりしてもよいのではないかと考えます。

5 おわりに

意見の内容は以上のおりですが、それぞれの行政委員会の職責や職務内容、勤務実態等は多種多様であり、多くの議論すべきテーマ等がある中、このたびは、「報酬の水準」と「報酬の支給形態」を中心に、審議会としての意見のとりまとめを行いました。時間的なことから、各行政委員会ごとの個別・特殊的な各論に関し、審議・検討が十分でなかった部分もあったと考えられます。

従いまして、市長におかれましては、この点も踏まえながら、公正かつ適正な報酬制度の見直しに向けた具体的な検討を速やかに行っていただきますようお願いいたします。

< 審議経過 >

・平成25年度

	開催日	審議内容
第1回	平成26年1月16日(木)	・資料の確認及びポイント説明(事務局) ・非常勤の行政委員会委員の報酬について
第2回	平成26年1月28日(火)	・非常勤の行政委員会委員の報酬について
第3回	平成26年2月6日(木)	・次年度での継続審議にかかる意見申出書のとりまとめ

・平成26年度

	開催日	審議内容
第1回	平成26年5月27日(火)	・資料の確認及びポイント説明(事務局) ・問題点の整理及び今後の進め方について
第2回	平成26年6月26日(木)	・各行政委員会の業務内容及び勤務実績について ・報酬の支給水準及び支給形態(日額制・月額制)について
第3回	平成26年7月14日(月)	・見直し案(骨子)の検討
第4回	平成26年7月31日(木)	・意見申出書のとりまとめ

< 明石市特別職報酬等審議会委員 >

役職	氏名	所属団体等
会長	佐々木 弘	神戸大学名誉教授
会長代理	柴田 達三	明石商工会議所顧問
委員	伊賀 文計	明石市医師会会長
委員	澤田 瑞穎	明石市連合自治協議会顧問
委員	島野 正士	公募委員
委員	竹内 順哉	明石労働者福祉協議会会長
委員	田中 文雄	公募委員
委員	松原 由美子	明石市連合子ども会育成連絡協議会会長
委員	水田 美穂	公募委員
委員	宮川 貴美子	公募委員
委員	和田 美耶子	明石市女性団体協議会会長

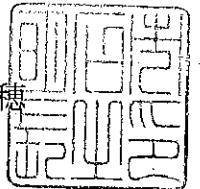
(敬称略、委員は50音順)

明 人 第 1 8 0 号

平成 26 年(2014 年)1 月 16 日

明石市特別職報酬等審議会会長 様

明石市長 泉 房 穂



非常勤の行政委員会委員の報酬に係る意見のとりまとめについて (依頼)

市長等の常勤の特別職及び市議会議員をはじめ、一般職員の給与については、厳しい財政状況の中、審議会の答申や人事院勧告等に基づき、適時、適正化を図ってきたところであります。

一方、本市の非常勤の特別職である行政委員会委員の報酬については、平成6年度の改定以降、約20年間、改定を行うことなく現在に至っております。

また、その報酬額の水準は、他の自治体との比較において、高位にある状況となっております。

さらに、近年、他の自治体においては、報酬の月額支給について、住民訴訟等が提起されたり、月額支給への制度の見直しを図る場合が見受けられております。

このように、非常勤の特別職の報酬に課題等がある状況を踏まえ、適正な報酬のあり方について、公正かつ公平な第三者の立場からのご意見を踏まえながら、検討すべき必要があるものと考えています。

つきましては、非常勤の行政委員会委員の報酬について、昨年度の審議会において、委員よりご意見が出されておりますが、このたびの審議会においても、ご議論いただき、できましたら、意見を取りまとめていただきますようお願い申し上げます。

非常勤の行政委員会委員報酬の水準についての検討資料

行政委員会委員名	改正例(月額制)																		
	現行		第1案		第2案		第3案		第4案		第5案								
	支給区分	報酬額	順位	順位	市長の報酬額の県下の市における順位(7位)水準	順位	市長の報酬額(18位)水準	順位	県下の市における平均水準	順位	特別市における平均水準	順位							
監査委員(識見者選出)	月額	257,000	2	1	226,400	4	2	156,000	7	11	132,800	7	18	125,130	9	24	139,803	7	16
監査委員(議員選出)	月額	65,000	3	3	57,300	6	11	56,700	7	11	51,900	8	18	43,932	13	27	49,799	8	21
教育委員会(委員長)	月額	257,000	2	1	226,400	2	1	180,500	7	3	125,000	9	18	109,669	9	19	119,685	9	18
教育委員会(委員)	月額	195,000	2	1	171,800	3	2	158,900	7	3	88,400	9	18	91,201	9	17	100,314	9	15
選挙管理委員会(委員長)	月額	128,100	6	1	112,900	9	2	122,000	7	1	57,000	9	18	70,718	9	7	58,841	9	16
選挙管理委員会(委員)	月額	104,400	2	1	92,000	2	1	64,900	7	3	44,000	9	18	46,604	8	14	44,622	9	14
農業委員会(会長)	月額	65,200	4	15	57,400	6	19	57,000	7	19	60,000	5	18	50,141	12	28	61,196	5	17
農業委員会(委員)	月額	47,600	4	9	41,900	8	15	43,200	7	13	40,000	11	18	37,156	13	19	38,925	12	19
公平委員会(委員長)	月額	53,000	5	3	46,700	5	4	40,000	7	5	17,000	10	18	33,843	7	7	33,518	7	7
公平委員会(委員)	月額	44,200	5	1	38,900	5	4	29,500	7	7	15,600	8	18	26,935	7	10	26,960	7	10
固定資産評価審査委員会(委員長)	月額	17,100	6	5	15,100	8	6	16,600	7	6	10,500	16	18	12,183	11	10	10,617	16	17
固定資産評価審査委員会(委員)	月額	15,700	3	5	13,800	6	5	13,400	7	6	10,000	12	18	10,693	11	14	9,882	14	19